

大阪府学校図書館協議会 会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は大阪府学校図書館協議会と呼ぶ。（略称：大阪府SLA）

第2条（事務所）

本会の事務所は事務局長在任校に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本会は大阪府下における学校図書館の研究と充実を図って、学校教育の発展に資することを目的とする。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 大阪府読書感想文・読書感想画コンクールの実施
2. 研究発表大会・研究集会・研修会・協議会等の開催
3. 全国学校図書館協議会・近畿学校図書館協議会及び大阪市学校図書館協議会との連携
4. 学校図書館教育に関する調査及び研究
5. その他本会の目的を達成するに必要と認める事業

第5条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会 員

第6条（会員）

本会の会員は、大阪府内（大阪市立学校を除く）の学校図書館研究団体とする。

第4章 役 員

第7条（種類）

本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 会計 1名
4. 会計監査 2名
5. 事務局長 1名
6. 事務局次長 若干名
7. 研究調査部長 1名
8. 事業部長 1名

第8条（役員の選任）

会長・副会長・会計・会計監査・事務局長・事務局次長・研究調査部長・事業部長は総会の決議によって選任する。

第9条（役員の選任方法と任期）

役員の選任方法と任期についての規則は別に定める。

第10条（任務）

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は会務を総括し、本会の代表者とする。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はこれに代る。
3. 会計は本会の会計事務を統括する。
4. 会計監査は本会会計の監査に当たる。
5. 事務局長は各部長、幹事と事務局を構成し、会務を執行する。
6. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故がある時はこれに代る。

第11条（事務局）

本会の事業を遂行するために事務局に研究調査部・事業部をおく。

第12条（幹事）

1. 研究調査部・事業部にはそれぞれ必要な数の幹事をおくことができる。
2. 幹事は、各団体からの推薦を受け、会長が委嘱する。

第13条（顧問及び参与）

1. 本会には顧問及び参与を若干名おくことができる。
2. 顧問は、本会の発展に功労のあった者で、役員会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応え、総会等で参考意見を述べることができる。
4. 参与は、本会の発展に功労のあった者で、役員会の推薦により会長が委嘱する。
5. 参与は、本会の事業について会長の諮問に応じる。

第14条（事務局の構成と幹事の選出等）

研究調査部・事業部の役割と幹事の選出等の規則については別に定める。

第15条（評議員）

1. 評議員は、府内公立小中学校、小中一貫校および義務教育学校の場合は、豊能・三島・北河内・中河内・南河内・泉北・泉南の各地域の校園長会の推薦によって各地区1名選出する。高等学校、国立小中学校、私立小中学校、支援学校、府立中学校は各1名、それぞれの団体の推薦によって選出する。
2. 評議員は、本会運営の重要事項を審議し、本会事業の推進に当たる。
3. 評議員は、地区連絡協議会を主宰し、推薦された各地域や団体の活動を掌握し、本会と代議員の連絡の要となる。

第16条（代議員）

1. 代議員は、公立小・中学校、小中一貫校および義務教育学校は市町村、郡部ブロックごとに2名以内、私立小中学校、国立小中学校、支援学校、府立中学校は各1名、高等学校は5名以内を、それぞれの団体の推薦によって選出する。
2. 代議員は、本会運営の重要事項を審議する。
3. 代議員は、各地区の評議員と連携し、本会の活動をそれぞれの地域や団体に広め学校図書館教育等を推進する。

第5章 会 議

第17条（種別）

本会の会議は次の4種とする。

1. 総会
2. 役員会
3. 評議員会
4. 地区連絡協議会

第 18 条（総会）

1. 総会は、毎年 1 回開き本会運営の重要事項を決議する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2. 総会は、役員・評議員・代議員によって構成し、委任状を含め、定員の半数以上で成立する。

第 19 条（役員会）

役員会は、本会の運営にあたる。

第 20 条（評議員会）

評議員会は、役員と評議員によって構成し、本会運営の重要事項を審議する。

第 21 条（地区連絡協議会）

1. 地区連絡協議会は、地区内の代議員と研究調査部員等によって構成し、本会事業の推進、研究調査活動の総合援助、情報交換に当たる。
2. 地区連絡協議会は、各地区の評議員が主宰し、その内容を評議員会に報告する。

第 6 章 会 計

第 22 条（経費）

1. 本会の経費は、会費・補助金をこれに当てる。
2. 会費は 1 校当たり金 1,000 円とする。

第 23 条（予算決算）

本会の予算および決算は、役員会・評議員会議を経て総会の承認を受ける。

第 24 条（会計年度）

本会の会計年度は 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 7 章 付 則

第 25 条（会則の改正）

本会則の改正は総会の決議による。

第 26 条

本会則は平成 30 年 6 月 6 日から実施する。

昭和 33 年 1 月 27 日成立。

昭和 33 年 1 月 27 日成立

昭和 37 年 5 月 22 日改正

昭和 46 年 5 月 26 日改正

昭和 47 年 5 月 24 日改正

昭和 49 年 6 月 12 日改正

昭和 50 年 6 月 4 日改正

昭和 53 年 5 月 31 日改正

昭和 56 年 5 月 27 日改正

昭和 60 年 6 月 12 日改正

昭和 61 年 6 月 11 日改正

昭和 62 年 6 月 10 日改正

平成 3 年 6 月 5 日改正

平成 5 年 6 月 16 日改正

平成 27 年 2 月 25 日改正

平成 29 年 6 月 14 日改正

平成 30 年 6 月 6 日改正

大阪府学校図書館協議会役員選出規則

第1条

本規則は、大阪府学校図書館研究協議会会則第9条に定めるところに従い、本協議会役員選出の基本的事項を定めることを目的とする。

第2条

1. 会長及び事務局長は、同一地区から選出する。
2. 次回の会長・事務局長担当地区は、副会長として2人選出される。
3. 会長・副会長は小学校・中学校・小中一貫校・義務教育学校・高等学校及び私学から選出する。
4. 高等学校が次回の会長・事務局長にあたる副会長の年度は、国立学校から副会長を選出する。
5. 事務局長は、次年度に事務局次長として残留する。
6. 会計及び会計監査は、会長または事務局長が推薦する。

第3条（任期）

1. 会長・事務局長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。
2. 次期会長候補と事務局長候補に当たっている地区から選出されている副会長は2年とする。それ以外の副会長の任期は1年とし再任を妨げない。
3. 会計・会計監査の任期は1年とし再任を妨げない。
4. 研究調査部長・事業部長の任期は1年とし再任を妨げない。
5. 事務局次長の任期は1年とし再任を妨げない。
6. 役員に欠員が生じたときは補欠役員を選出し、任期は前任者の残任期間とする。

7. 役員（会長・副会長・事務局長）の担当表

年 度	会長・事務局長	副会長（次回）	副会長次回	副会長
平成 24（2012）年度	高校	泉南	泉南	南河内
平成 25（2013）年度	高校	泉南	泉南	南河内
平成 26（2014）年度	泉南	泉北	泉北	高校
平成 27（2015）年度	泉南	泉北	泉北	高校・私学
平成 28（2016）年度	泉北	南河内	南河内	高校・私学
平成 29（2017）年度	泉北	南河内	南河内	高校・私学
平成 30（2018）年度	南河内	中河内	中河内	高校・私学
令和 1（2019）年度	南河内	中河内	中河内	高校・私学
令和 2（2020）年度	中河内	北河内	北河内	高校・私学
令和 3（2021）年度	中河内	北河内	北河内	高校・私学
令和 4（2022）年度	北河内	三島	三島	高校・私学
令和 5（2023）年度	北河内	三島	三島	高校・私学
令和 6（2024）年度	三島	豊能	豊能	高校・私学
令和 7（2025）年度	三島	豊能	豊能	高校・私学
令和 8（2026）年度	豊能	泉南	泉南	高校・私学
令和 9（2027）年度	豊能	泉南	泉南	高校・私学
令和 10（2028）年度	泉南	泉北	泉北	高校・私学
令和 11（2029）年度	泉南	泉北	泉北	高校・私学

大阪府学校図書館協議会事務局の構成と幹事の選出規則

第1条

本規則は、大阪府学校図書館研究協議会会則第14条に定めるところに従い、本協議会の事務局の構成と幹事の選出等の基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（事務局の構成及び業務）

1. 研究調査部：学校図書館に関する研究・実態調査の企画・実施、運営手引きの編集、各種大会及び研修会での提案、大阪府学校図書館研究集会の企画及び開催。
2. 事業部：読書感想文・読書感想画コンクールの募集・審査会・表彰式の開催
感想文全国コンクールと感想画中央コンクールの応募事務等

第3条（幹事の選出）

1. 研究調査部

- ①本会から毎年、各地区及び各団体に推薦の依頼をし、選出してもらう。任期は1年とし再任を妨げない。
- ②各地区及び団体から推薦された幹事の1名は、研究調査部長として本会事務局を構成し役員となる。
- ③事務局から研究調査部に各地区および各団体の学校図書館実態調査等を依頼し、その調査結果を集約し事務局に報告する。

2. 事業部（【読書感想文・読書感想画コンクール事業】について）

①事業部の運営について決定事項

- 各地区の評議員が責任を持って幹事を推薦する。
- 平成26年度から泉南地区から南回りのローテーションで運営する。
- 主担・残留・次回の3地区で事業部を構成する。
- 主担－6名以上、残留－2名以上（うち1名は前年度事業部長が望ましい）、次回－2名以上の人数で構成する。
- 主担地区の1名は事業部長として、本会事務局を構成し役員となる。
（事業部長は校長が望ましい。評議員が兼ねても良い。）
- 次回担当地区の事業部員（2名以上）のうち1名は次年度事業部長となることが望ましい。

②事業部担当表（ローテ：泉南→泉北→南河内→中河内→北河内→三島→豊能の順）

年 度	主 担	次 回	残 留
平成 27（2015）年度	泉 北	南河内	泉 南
平成 28（2016）年度	南河内	中河内	泉 北
平成 29（2017）年度	中河内	北河内	南河内
平成 30（2018）年度	北河内	三 島	中河内
令和 1（2019）年度	三 島	豊 能	北河内
令和 2（2020）年度	豊 能	泉 南	三 島
令和 3（2021）年度	泉 南	泉 北	豊 能
令和 4（2022）年度	泉 北	南河内	泉 南
令和 5（2023）年度	南河内	中河内	泉 北
令和 6（2024）年度	中河内	北河内	南河内
令和 7（2025）年度	北河内	三 島	中河内
令和 8（2026）年度	三 島	豊 能	北河内
令和 9（2027）年度	豊 能	泉 南	三 島
令和 10（2028）年度	泉 南	泉 北	豊 能
令和 11（2029）年度	泉 北	南河内	泉 南

近畿学校図書館研究大会、夏季セミナー・府市合同研究集会

担当表

R6. 05. 15. 現在

年 度	全国大会	近畿大会	近畿セミナー	府市合同研究集会
平成 24 (2012) 年度	鳥取 (米子)		大阪	府 (北河内) ※ 1
平成 25 (2013) 年度		京都		大阪市
平成 26 (2014) 年度	山梨 (甲府)		兵庫	府 (三島) ※ 1
平成 27 (2015) 年度		大阪		※ 2
平成 28 (2016) 年度	兵庫 (神戸)	兵庫	奈良	府 (中河内)
平成 29 (2017) 年度			京都 ※ 3	大阪市
平成 30 (2018) 年度	富山 (富山・高岡)		和歌山	府 (南河内)
令和 1 (2019) 年度		奈良	廃止	府 (泉北)
令和 2 (2020) 年度	香川 (高松) 中止			大阪市 (私・国・府立)
令和 3 (2021) 年度		和歌山		府 (三島) ※ 4
令和 4 (2022) 年度	オンデマンド配信			府 (豊能) ※ 4
令和 5 (2023) 年度		福井		府 (泉南) ※ 4
令和 6 (2024) 年度				大阪市 (北河内) ※ 5
令和 7 (2025) 年度		滋賀		府 (中河内)
令和 8 (2026) 年度				府 (南河内)
令和 9 (2027) 年度		京都		府 (泉北)
令和 10 (2028) 年度				大阪市 (私・国・府立)
令和 11 (2029) 年度		大阪		※ 2
令和 12 (2030) 年度				府 (泉南)
令和 13 (2031) 年度		兵庫		府 (豊能)
令和 14 (2032) 年度				大阪市 (三島)

- ※ 1 平成 24 年度の府市合同担当は順序に従えば三島地区でしたが、事業部担当と重なったため、北河内地区と担当年度を入れ替えました。
- ※ 2 近畿大会開催年につき、府市合同研究集会は開催しません。
- ※ 3 平成 28 年度の兵庫全国大会に平成 29 年度予定の近畿大会を兼ねたため、平成 29 年度には近畿大会は開催されませんでした。その代わりに全国 SLA 主催で京都セミナー (8/7～8・8 於：京都産業大学) が開催されました。(台風のため初日の午前のみ実施)
- ※ 4 令和 3 年度の府市合同担当は順序に従えば泉南地区でしたが、事業部担当と重なるため、3 年間のローテーションを入れ替えました。(R3 三島 ⇒ R4 豊能 ⇒ R5 泉南)
泉南地区と担当年度を入れ替えしました。
- ※ 5 基本主担当を府→府→府→市のローテーションで運営する。(令和 2 年度より) また、府のローテーションは、豊能→三島→北河内→中河内→南河内→泉北→泉南の順とする。 但し、大阪市主催の研究会については、私学・国立・府立を 8 年に 1 回 (令和 2 年度・10 年度) とし、8 年に 1 回 (令和 6 年度 北河内 令和 14 年度 三島) を地区とする。